

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】令和7年6月23日(2025.6.23)

【公開番号】特開2024-10924(P2024-10924A)

【公開日】令和6年1月25日(2024.1.25)

【年通号数】公開公報(特許)2024-015

【出願番号】特願2022-112525(P2022-112525)

【国際特許分類】

F 21S 41/265(2018.01)

10

F 21S 41/26(2018.01)

F 21S 41/143(2018.01)

F 21S 41/151(2018.01)

F 21V 5/04(2006.01)

F 21W 102/135(2018.01)

F 21Y 115/10(2016.01)

F 21Y 115/30(2016.01)

【F I】

F 21S 41/265

20

F 21S 41/26

F 21S 41/143

F 21S 41/151

F 21V 5/04 250

F 21W 102/135

F 21Y 115/10

F 21Y 115/30

【手続補正書】

【提出日】令和7年6月13日(2025.6.13)

【手続補正1】

30

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数の発光素子と、

前記複数の発光素子の各々から出射する光を透過させるレンズと、

前記レンズを透過した前記光を通過させる筐体と、

を含み、

前記複数の発光素子は、車両への搭載時の左端側に配置される少なくとも1つの第1発光素子と、当該車両への搭載時の右端側に配置される少なくとも1つの第2発光素子と、を有し、

前記第1発光素子から出射して前記レンズを透過した第1光は、前記車両への搭載時の前後方向を基準として右方向へ偏って拡がるように前記筐体を通過し、

前記第2発光素子から出射して前記レンズを透過した第2光は、前記車両への搭載時の前後方向を基準として左方向へ偏って拡がるように前記筐体を通過する、

車両用灯具。

【請求項2】

前記第1光は、前記車両への搭載時の前後方向を基準にして前記右方向へ進む成分が前

50

記左方向へ進む成分よりも多く、

前記第2光は、前記車両への搭載時の前後方向を基準にして前記左方向へ進む成分が前記右方向へ進む成分よりも多い、

請求項1に記載の車両用灯具。

【請求項3】

前記筐体は、第1開口と当該第1開口よりも径の小さい第2開口を有しており、

前記レンズは、光出射面が前記筐体の前記第2開口に近い側に配置されており、当該光出射面から前記第1開口側へ前記第1光及び前記第2光を出射させる、

請求項1に記載の車両用灯具。

【請求項4】

前記複数の発光素子は、前記第1発光素子と前記第2発光素子の間に配置された1つ以上の第3発光素子を有し、

前記第3発光素子から出射して前記レンズを透過した第3光は、前記車両への搭載時の前後方向を基準として略対称に拡がるように前記筐体を通過する、

請求項1に記載の車両用灯具。

【請求項5】

前記第1光及び前記第2光は、前記第3光よりも広角に出射する、

請求項4に記載の車両用灯具。

【請求項6】

前記複数の発光素子は、前記第1発光素子と前記第2発光素子の間に配置された1つ以上の第3発光素子を有し、

前記複数の発光素子から出射する光は前記レンズを透過することによってロービーム及びハイビームを形成し、

前記第1発光素子と前記第2発光素子から出射する光が前記レンズを透過することによって前記ロービームの一部を形成する、

請求項1に記載の車両用灯具。

10

20

30

40

50